

平成24年度3月補正予算編成方針

補正予算編成方針について

- (1) 歳入超過，歳入欠陥または歳出の不用額が生じる見込みのあるもので，その額が3,000千円程度を超え，かつ，補正することが適当と判断されるもの
- (2) 年度内に補正しないと予算執行上支障を生じるもの
- (3) 起債の決定見込みから起債限度額を補正する必要があるもの
- (4) 年度内の完成が困難な事業の繰越明許費の予算措置が必要なもの
(県にあわせて繰越明許費の予算措置を必要とするものを含む)
- (5) 補助内示等に伴い，債務負担行為の補正が必要なもの
- (6) 国の補正予算成立に伴い，予算補正を必要とするもの

特に，国の24年度補正予算（第1号）に伴う，「地域の元気臨時交付金」の交付算定対象となる補助事業については，その必要経費を適切に見積もるものとし，「地域の元気臨時交付金」の充当対象となる事業については，別途，財政課からの指示によるものとする。

以上の6項目を基本に，真に予算編成を必要とするものについて編成するものとする。